

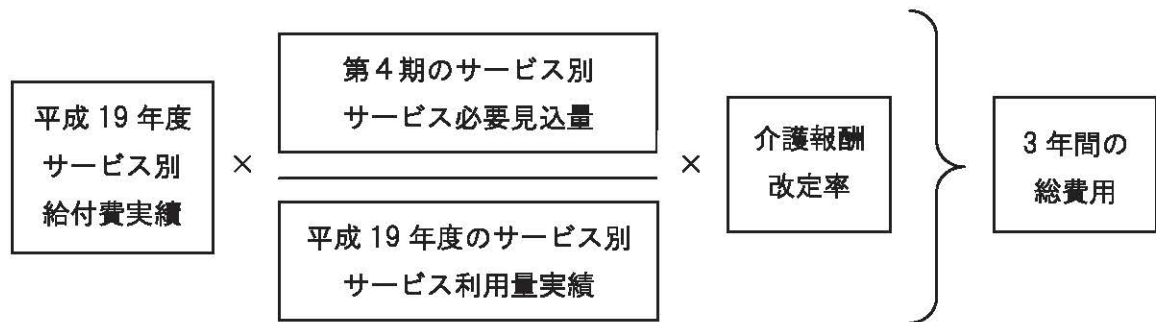
## 第6章

## 1. 第4期介護保険事業計画における事業費

## (1) 保険給付費等の見込み方

事業計画期間（平成 21～23 年度）における介護サービスの見込量などをもとに、介護保険の事業費を次のように見込みました。

## ① 保険給付費（在宅サービス・施設サービス）



## ② その他の経費（在宅・施設サービスに共通の経費）

- 高額介護サービス費（高額医療合算介護サービス費を含む。）
- 特定入所者介護サービス費
- 国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料

## ③ 地域支援事業費

各年度の保険給付費（審査支払手数料除く。）の下表に掲げる率の枠内で見込みました。

- 介護予防事業
- 包括的支援事業・任意事業

区 分	H21	H22	H23
地域支援事業費	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業 ・任意事業費	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

(2) 第4期計画期間（平成21～23年度）における保険給付費等の見込み  
（利用者負担を除いた額）

（単位：百万円）

支出区分	H21	H22	H23
介護給付費	62,880	65,370	67,958
在宅サービス経費	35,831	37,833	39,907
施設サービス経費	23,827	24,257	24,680
その他の経費	3,222	3,280	3,371
地域支援事業費	1,696	1,828	1,968
介護予防事業費	440	522	611
包括的支援事業・任意事業費	1,256	1,306	1,357
支出合計	64,576	67,199	69,925

201,700 百万円

(3) 保険給付費等の負担割合

支出区分	左の負担割合		
保険給付費 （居宅給付費）	国負担分	定率負担分	20%
		調整交付金	5.18%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		30%
	第1号保険料（65歳以上）		19.82%
保険給付費 （施設等給付費）	国負担分	定率負担分	15%
		調整交付金	5.18%
	県負担分		17.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		30%
	第1号保険料（65歳以上）		19.82%
地域支援事業費 （介護予防事業費）	国負担分		25%
	県負担分		12.5%
	市負担分		12.5%
	第2号保険料（40～64歳）		30%
	第1号保険料（65歳以上）		20%
地域支援事業費 （包括的支援事業 ・任意事業費）	国負担分		40%
	県負担分		20%
	市負担分		20%
	第1号保険料（65歳以上）		20%

◎ 第1号被保険者（65歳以上の方）で負担すべき経費（3か年間）

①事業費

○保険給付費	38,888 百万円
○地域支援事業費（介護予防事業費）	315 百万円
○地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業費）	784 百万円

---

合計 39,987 百万円

②基金からの繰入れ

○介護給付費準備基金	1,238 百万円
○介護従事者処遇改善臨時特例基金	510 百万円

---

合計 1,748 百万円

<第1号被保険者で負担すべき経費>

①事業費      -      ②基金からの繰入れ      =      38,239 百万円

## 2. 第1号被保険者保険料の算出方法

### (1) 所得段階別被保険者数

区 分		H21	H22	H23	保険料額	
第1段階	世帯非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給の方	12,303	12,559	12,789	基準額 ×0.5
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	45,361	46,293	47,132	基準額 ×0.5
第3段階		第1段階・第2段階以外の方	31,666	32,335	32,936	基準額 ×0.75
特例割合	世帯課税	市民税本人非課税で, 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	39,125	39,937	40,669	基準額 ×0.93
第4段階		市民税本人非課税で, 特例割合以外の方	23,309	23,794	24,230	基準額 ×1
第5段階		市民税本人課税の方(合計所得金額125 万円以下)	21,948	22,405	22,814	基準額 ×1.10
第6段階		市民税本人課税の方(合計所得金額125 万円超200万円未満)	26,471	27,020	27,515	基準額 ×1.25
第7段階		市民税本人課税の方(合計所得金額200 万円以上300万円未満)	19,633	20,040	20,407	基準額 ×1.5
第8段階		市民税本人課税の方(合計所得金額300 万円以上600万円未満)	12,298	12,553	12,783	基準額 ×1.75
第9段階		市民税本人課税の方(合計所得金額600 万円以上)	8,586	8,764	8,925	基準額 ×2
合 計		240,700	245,700	250,200		

※ 下記「(2) 第1号保険料の低所得者への配慮」の対象者見込み数500人を第3段階から第2段階へ移行しています。

### ○負担割合(0.5~2.0)で補正した第1号被保険者数

	H21	H22	H23	3か年合計
補正第1号被保険者数	237,651人	242,589人	247,035人	727,275人

※補正第1号被保険者数の算出方法

第1段階 ○○○人 × 0.5 = ●●●人

⋮

第9段階 △△△人 × 2 = ▲▲▲人

合 計(補正第1号被保険者数) □□□人

### (2) 第1号保険料の低所得者への配慮

低所得者対策として, 保険料所得段階の第3段階の方のうち, 収入・資産など一定の基準を満たす方に対し, 保険料額を第3段階から第2段階に減額する制度を本市独自で実施します。(各年度見込み: 500人)

(3) 第1号被保険者保険料の算出方法

3か年で第1号被保険者が負担すべき経費 (保険料収納必要額)	38,239 百万円
÷	÷
負担割合で補正した3か年の第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)	727,275 人
÷	÷
過去の収納状況より推計した保険料の収納率 (保険料予定収納率)	97.50%
÷	÷
12か月	12か月
=	=
第4期事業計画期間における 第1号被保険者保険料基準月額	4,494 円

○所得段階別の第1号被保険者保険料

区 分			乗率	平均月額 保険料額
第1段階	世帯 非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給の方	0.50	2,247 円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下	0.50	2,247 円
第3段階		第1段階・第2段階以外の方	0.75	3,370 円
特例割合	世帯 課税	市民税本人非課税で, 課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下	0.93	4,179 円
第4段階		市民税本人非課税で, 特例割合以外 の方	1.00	4,494 円
第5段階		市民税本人課税の方(合計所得金額 125万円以下)	1.10	4,943 円
第6段階		市民税本人課税の方(合計所得金額 125万円超200万円未満)	1.25	5,617 円
第7段階		市民税本人課税の方(合計所得金額 200万円以上300万円未満)	1.50	6,741 円
第8段階		市民税本人課税の方(合計所得金額 300万円以上600万円未満)	1.75	7,864 円
第9段階	市民税本人課税の方(合計所得金額 600万円以上)	2.00	8,988 円	

※ 乗率は, 第4段階(基準額)に対する倍率。